

平成 31 年度社会福祉施設等整備支援助成事業実施要領

1 目的

民間社会福祉事業の健全な発展を支援することを目的に、民間社会福祉事業者等への施設整備のための必要経費を助成することにより、社会福祉施設等利用者へのサービス向上に向けた施設整備の推進を図る。

2 助成対象及び助成額

(1) 助成対象団体等

次に掲げる事業を実施する社会福祉法人・特定非営利活動法人・任意団体等

① 児童福祉施設

- ・ 保育所・幼保連携型認定こども園
- ・ 乳児院
- ・ 母子生活支援施設
- ・ 児童養護施設
- ・ 情緒障害児短期治療施設
- ・ 障害児入所支援施設 (福祉型)
- ・ 児童発達支援センター
- ・ 放課後等デイサービス

② 障害者福祉施設

- ・ 生活介護
- ・ 障害者支援施設での夜間ケア等 (施設入所支援)
- ・ 自立訓練 (機能・生活・宿泊型)
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援 (A 型・B 型)
- ・ 共同生活援助 (グループホーム)
- ・ 地域活動支援センター (I 型・II 型・III 型) 等
- ・ 福祉ホーム

③ 老人福祉施設 (介護保険関係施設を除く)

- ・ 養護老人ホーム
- ・ 軽費老人ホーム

④ 生活保護施設

- ・ 救護施設
- ・ 更生施設

(2) 助成対象経費

- ① 入所者・通所者の福祉向上のために必要な機器・備品整備事業、
- ② 原材料購入費及び光熱水費【地域活動支援センター (III 型) のみ】

(3) 助成額及び助成率

- ① 予算枠 800 万円の範囲内で助成する。なお、申請額は万円単位 (千円単位以下切捨て) とする。
- ② 助成限度額：1 法人・団体につき 40 万円を限度とする。

③ 助成率：総事業費の75%以内とする。

3 助成対象外事業・団体について

次の各号の一に該当する事業・団体は、共同募金の助成対象外とする。

- (1) 国又は地方公共団体が設置又は経営し、もしくはその責任に属すると認められる事業・団体
- (2) 対象が政治、宗教、特定の団体等の関係者に限定し、一般に開放せず当該団体等の構成員の互助共済を主たる目的とする事業等、社会福祉的性格が明らかでない事業・団体
- (3) 経営の基礎、管理の状況等が不十分で、地域の寄付者から信頼されていない事業・団体
- (4) 社会福祉を目的としても、政治、宗教、特定の団体等の運動の手段として行う事業
- (5) 助成による効果が期待できない事業及び介護保険法による収益を伴う事業等、助成金以外の収入が期待でき、これによって実施することが適当と認められる事業
- (6) その名称の如何に関わらず、営利を目的として行っていると認められる事業
- (7) 事業開始後満1ヶ年を経過しない団体
ただし、地域福祉推進のための先駆的・開拓的事業等、特に必要と認められる事業を実施しようとするもの、及び緊急に必要と認められる事業を開始しようとする場合で、将来に渡り当該事業を継続できる見込みがあるものについては、配分委員会から承認された場合はその限りではない。
- (8) 当該年度において、共同募金との重複感を与えるような寄付金の公募を実施し、又は実施しようとする団体
- (9) 国、地方公共団体、公益財団法人J K A、公益財団法人日本財団及び公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団の補助を受けて実施する事業

4 募集期間

平成31年4月22日(月)～5月31日(金)

5 助成の手続き

(1) 申請書の受付及び提出書類

助成金の交付を受けようとする法人・団体は、次の書類を市町村共同募金委員会に提出するものとする。

- ① 共同募金助成申請書(様式第1号)
- ② 助成申請事業の概要(別紙_Aの4)
- ③ 定款又は会則等
- ④ 当該年度事業計画書・収支予算書【法人単位】
- ⑤ 前年度事業報告書・収支決算書【法人単位】
- ⑥ 実施事業の見積書(写)、製品カタログ
- ⑦ その他本会が特に必要とする関係書類

(2) 助成決定

助成決定については、申請内容を審査のうえ、助成計画に基づき、2020年3月開催の青森県共同募金会理事会及び評議員会において助成の可否及び助成額を決定した後、申請した法人・団体に通知する。

また、助成金の交付については、助成決定通知の後に交付する。

(3) 完了報告

助成事業が完了したときは、「社会福祉法人青森県共同募金会助成要綱」第13条に基づき、事業完了報告書（様式第3号）を本会に提出すること。

6 留意事項

- (1) 事業予算枠を超える助成申請があった場合は、助成申請団体の財務状況等を勘案して、財務規模の小さい団体を優先する場合がある。
- (2) 募金総額と申請総額の調整等により、助成率が下がる場合がある。ただし、地域活動支援センター（Ⅲ型）については、この限りではない。
- (3) 申請は、1法人・団体等1事業までとする。ただし、地域活動支援センター（Ⅲ型）については、この限りではない。
- (4) 当該年度に助成決定を受けた法人は、翌年度の申請をすることができない。ただし、地域活動支援センター（Ⅲ型）については、この限りではない。
- (5) その他、本要領に定めのない事項については、「社会福祉法人青森県共同募金会助成要綱」によるものとする。

附則

この要領は平成31年4月1日より施行する。